

14. 規制地域ごとの基準

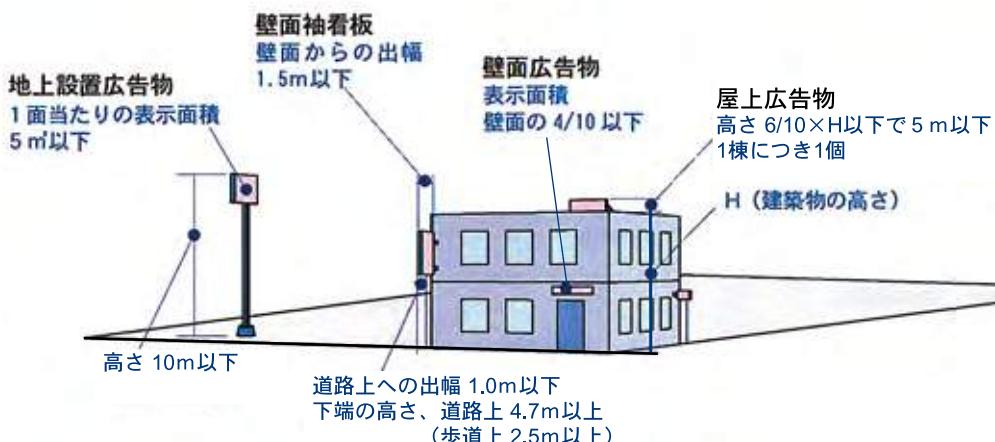
第1種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10m ² 以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 最上階の屋上に設置しないこと。 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ5m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<p>次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 5m以下 1面当たりの表示面積 5m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 <p>(道路管理者の占用許可が別途必要です。)</p>	
案内用広告物	条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの。
	面 積	<ul style="list-style-type: none"> 1面当たり 1m²以下かつ合計 2m²以下 (2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m²以下
	高 さ	地上からの高さ 5m以下
	色 彩	使用する色の過半は彩度8以下
	材 質	木又は木質観
	距 離	案内する事業所までの距離が 1km以内
	個 数	1事業所等について、市の第1種規制地域内に2個以内
その他の広告物	その他	<p>次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅照明、ネオンその他これに類するもの
	その他の広告物	1ページ参照



第2種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10m ² 以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10m ² 以下 (1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10m ² を乗じて得た面積以下)	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ5m以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<p>次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10m以下 1面当たりの表示面積5m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
その他の広告物	1ページ参照	



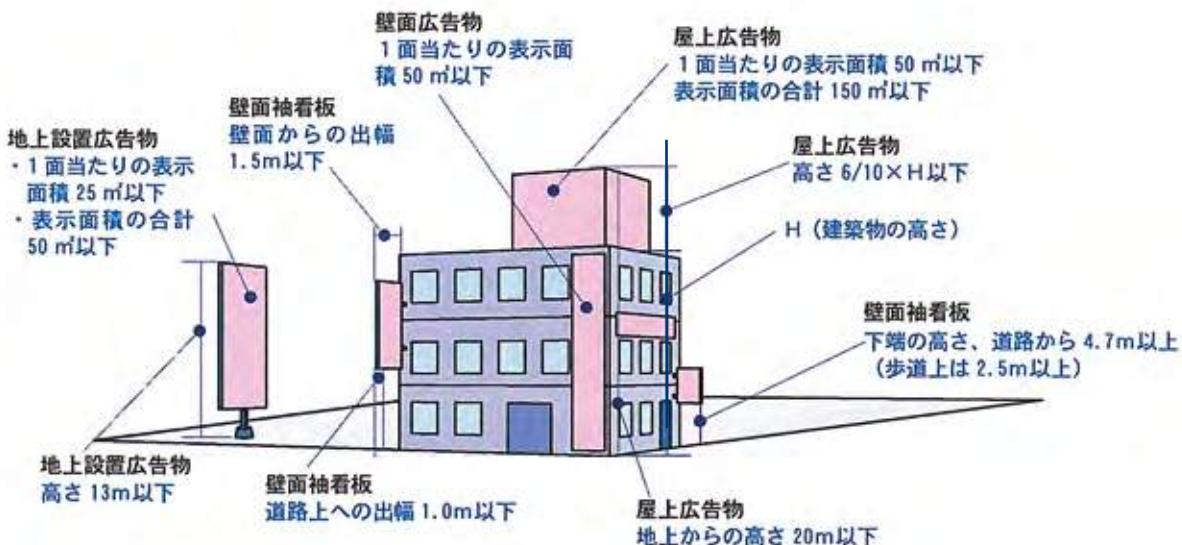
第2種規制地域の案内用広告物の基準

※ 著名な地点又は 公共的な施設へ の案内用広告物 ※「著名な地点」とは、 国土地理院の5万 分の1の地図に名 称が掲載されてい るもの	条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	・1面当たり0.5m ² 以下かつ合計1m ² 以下 (路線指定による展望規制地域では、1面2m ² 以下かつ合計4m ² 以下) ただし、2以上の地点、施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点、施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m ² 以下
	高 さ	・地上からの高さ5m以下
	色 彩	・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	・案内する公共的な施設までの距離が1km以内(著名な地点は除く。)
	個 数	・1地点又は1施設について、市の第2種規制地域内に2個以内
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの
事業所等への 案内用広告物	条件	・施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できない場合などで、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	・1面当たり0.5m ² 以下かつ合計1m ² 以下。ただし、2以上の施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該施設の数を乗じて得た面積以下かつ合計10m ² 以下
	高 さ	・地上からの高さ5m以下
	色 彩	・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	・案内する事業所等までの距離が100m以内
	個 数	・1事業所等について、本通り等の入口に1個
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの



第3種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で15m ² を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	200m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下 地上からの高さ20m以下 1面当たりの表示面積50m²以下かつ合計150m²以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ50m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	<p>市街化調整区域内の非自己用広告物は、次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材 動光、点滅、ネオンその他これに類するもの
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m以下 1面当たりの表示面積25m²以下 表示面積の合計50m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
その他の広告物	1ページ参照	



第4種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で25m ² を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	400m ² 以下	
広告物の種類	基 準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ13m以下 地上からの高さ40m以下 1面当たりの表示面積100m²以下かつ合計300m²以下 建築物1棟につき1個 建築物から横にはみ出さないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。 使用する色の過半は彩度15未満とする。
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ100m²以下 窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m以下 1面当たりの表示面積25m²以下 表示面積の合計50m²以下 	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上 上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。 壁面からの出幅 1.5m以下 道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。) 	
その他の広告物	1ページ参照	

